

令和3年度 認可外保育施設の保育料助成について（ご案内）

新宿区は、認可保育園等の入園が不承諾となったお子さんが入園を待機する間（☆）、認証保育所を除く認可外保育施設（対象施設あり）を利用する際の保育料の一部を助成します。

☆「入園を待機する間」とは、認可保育園等の申込みを行い、空き待ちをしている不承諾期間中を指します。入園の申込には有効期間があるため、助成を継続して希望する場合は、一度入園の申込みを行った後も、申込有効期間が途切れないよう、再び入園の申込みを行う必要があります。

申請は年度ごとに必要です。前年度から引続き在籍する場合でも、必ず申請してください。

1 助成対象施設

東京都などが定める認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」といいます。）を満たしている旨の証明書の発行を受けた施設（東京都の場合は、都のホームページで確認できます※）。

※ 助成対象施設の確認方法（東京都ホームページ）

- (1)検索エンジンで『東京都 認可外保育施設一覧』と検索します。
- (2)東京都福祉保健局のページから認可外保育施設一覧表がPDFファイルでダウンロードできます。
- (3)PDFファイルの右から2列目「証明書」の欄に「有」と表示されている施設が助成対象施設（空欄の施設は助成対象外）です。

- ・東京都の認可外保育施設一覧は毎月更新されます。
- ・ある時点では助成対象施設であっても、その後指導監督基準を満たさなくなり、東京都などから証明書の返還を求められた場合は、助成対象施設ではなくなります。

2 助成対象者

助成対象施設を利用し、以下の①～⑪の要件全てに該当する方
ただし、⑪については、世帯の状況（注1）によっては除外される場合があります。

- ① 月の初日時点で新宿区民であること。
- ② 月の初日時点で月極160時間以上の契約をしていること。
- ③ 他の保育園、子ども園、幼稚園、居宅訪問型保育事業等を利用していないこと。
- ④ 令和3年度新宿区育児休業復帰支援事業を利用していないこと。
- ⑤ 月極の保育料を支払っていること。
- ⑥ 認可保育園等の利用調整の対象であること。
- ⑦ 保育の必要性が確認できること。（例：当該児童にかかる育児休業期間中は助成対象外です。）
- ⑧ 認可保育園等の入園申し込みが不承諾となり、上記の対象施設を利用していること。
- ⑨ 入園を申し込んでいる認可保育園等が3園以上であり続けること。
- ⑩ 申し込んだ認可保育園等の入園内定を辞退しないこと。
- ⑪ 世帯にかかる住民税所得割額（区市町村民税所得割課税額）（注2）が54万円未満であること。

令和3年4月から令和3年8月までは令和2年度住民税所得割額（令和2年1月1日の住民登録地で課税）、令和3年9月から令和4年3月までは令和3年度住民税所得割額（令和3年1月1日の住民登録地で課税）で確認します。

（注1）⑪が除外される場合

- ア 3歳～5歳児クラスまたは0歳～2歳児クラス（住民税非課税世帯）の方のうち、施設等利用給付認定（無償化の給付を受けるための認定）を受けた方。（詳しくは「令和3年度 新宿区施設等利用費について」をご覧ください。）
- イ 0歳～2歳児クラス（課税世帯）で、第2子または第3子以降の方。

（注2）「新宿区認可保育園の保育料」を算定する際の住民税所得割額で、住宅借入金等特別控除や寄付金控除等の税額控除は控除対象外となるため、必ずしも税額が一致するとは限りません。

3 助成金額 ※入園料や延長保育料等を除き、認可外保育施設に支払っている月極保育料を上限とします。

助成金額は次の表1のとおりです。

(表1) 助成金額一覧表

クラス	保育の必要性	住民税所得割	何番目の子か	施設等利用 給付認定	助成金額
0～2歳児	あり	54万円以上	第1子	対象外	0円
		54万円未満			4万円
		課税	第2子		5.4万円
			第3子以降		6.7万円
非課税	問わない	あり	2.5万円(※1)		
3～5歳児	あり	問わない	問わない	あり	2万円(※1)

※1 別途、施設等利用費(無償化の給付)として、3～5歳児クラスは月額3.7万円(0～2歳児クラスは月額4.2万円)を受けることができます。ただし、請求が必要です。請求方法については、「令和3年度 新宿区施設等利用費について」をご覧ください。なお、企業主導型保育事業を利用する場合、無償化の手続きは各施設にお問い合わせください。

4 申請方法(申請する子ども1人につき1枚の申請書を提出してください)

申請書に記入・捺印し、3～4ページに記載の必要書類を添付して区に郵送していただくか、直接お持ちください。なお、申請書は新宿区のホームページでダウンロードできます。

5 申請書の提出期限・審査結果の通知

最終期限:令和4年3月15日(火)【必着】

- 各月末までに到達した申請書類は、翌月末までに審査結果を申請者全員に書面で通知します。
なお、令和3年4月・5月に提出された申請については、令和2年6月末までに通知します。
- 最終期限までに申請書が提出されていれば、令和3年4月以降の交付要件を満たす全ての月について助成します。
- なお、郵送の未着等の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

6 助成金の支払手続き

交付決定を受けた方は、下の表の請求締切に合わせて次の書類を持参または郵送でご提出ください。申請書に記入された指定の口座に振り込みます。

(1) 提出書類

- ① 請求書(新宿区の様式)
- ② 領収書等(認可外保育施設に対して保育料を支払ったことが確認できる書類)

(2) 請求・支払スケジュール

	第1回	第2回	第3回	第4回
請求期間	4～6月分	7～9月分	10～12月分	1～3月分
請求締切	7月30日(金)	10月29日(金)	1月31日(月)	3月31日(木)
支払日	8月31日(火)	11月30日(火)	2月28日(月)	5月31日(火)

7 問合せ先(申請書類の提出先)

新宿区子ども家庭部保育指導課給付係(新宿区役所第一分庁舎7階)

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目5番1号 電話:03-5273-4584(直通) FAX:03-3209-2795

★添付書類について

添付書類については、該当する助成金額によって異なります。表2-1及び2-2の添付書類の番号を確認してください。

(表2-1)助成金額一覧

クラス	住民税所得割	何番目の子か	施設等利用 給付認定	助成金額	添付書類
0～2歳児	54万円以上	第1子	対象外	0円	①
	54万円未満			4万円	
	課税	第2子		5.4万円	②
		第3子以降		6.7万円	
	非課税	問わない	あり	2.5万円(※1)	③
3～5歳児	問わない	問わない	あり	2万円(※1)	

※1 別途、施設等利用費(無償化の給付)として、**3～5歳児クラスは月額3.7万円(0～2歳児クラスは月額4.2万円)**を受けることができます。
ただし、請求が必要です。請求方法については、「令和3年度 新宿区施設等利用費について」をご覧ください。
なお、企業主導型保育事業を利用する場合、無償化の手続きは各施設にお問い合わせください。

(表2-2)添付書類一覧

添付書類	ア 口座確認書類	イ 保育受託証明書	ウ 税額確認書類
①	○	○	○
②	○	○	○
③	○	○	

◎各添付書類の説明

ア 口座確認書類	通帳(口座番号の記載がある見開きページ) 又はキャッシュカード(表面)の写し	【確認事項】 ・申請者と口座名義が同じ。 ・ネットバンクは振り込みできない場合があります。 ・申請書に記入した口座とフリガナ、口座番号が同じ。
----------	---	--

※提出を省略できる場合

- ・きょうだいが認可外保育施設に通っていて、令和3年度の助成金申請で既に口座確認書類を提出している場合

イ 保育受託証明書	・保育受託証明書 (新宿区様式)	【確認事項】 提出された保育受託証明書は、認可保育園の入園申込の添付書類として、保育課入園認定係に提供します。
-----------	---------------------	--

※提出を省略できる場合

- ・認可保育園の申込書類として保育課入園・認定係に既に提出している場合

※提出期限までに保育受託証明書が提出できない場合には、保育指導課担当までご相談ください。

ウ 税額確認書類 (初回のみ)	助 成 期 間			
	令和3年4月分～令和3年8月分		令和3年9月分～令和4年3月分	
	令和2年1月1日現在の住民登録地が		令和3年1月1日現在の住民登録地が	
	↳ 新宿区	↳ その他の区市町村	↳ 新宿区	↳ その他の区市町村
提出不要 ただし、住民税の申告が必要な場合があります。	(1)令和2年度(非)課税証明書の写し または (2)令和2年度税額決定通知書の写し	提出不要 ただし、住民税の申告が必要な場合があります。	(1)令和3年度(非)課税証明書の写し または (2)令和3年度税額決定通知書の写し * 第1期(7月15日期限)に申請した方は、必ず第2期(10月15日期限)までに提出してください。	

※父母それぞれのものが必要です。(ひとり親世帯の場合は一人分)

※ 海外勤務により住民税が課税されていなかった場合は、税額確認書類として次のものを提出してください。

- 令和2年度課税証明書に代わるもの → 平成31年1月1日から令和元年12月31日までの所得等を証明する書類
- 令和3年度課税証明書に代わるもの → 令和2年1月1日から12月31日までの所得等を証明する書類
- ★所得等を証明する書類が外国語で作成されている場合は、日本語訳を必ず添付してください。

※提出を省略できる場合

- ・きょうだいと同じ認証保育所に通っていて、令和3年度の助成金申請で既に税額確認書類を提出している場合
- ・令和2年1月1日現在、新宿区外が住所登録地だった方のうち、令和2年度の助成金申請時に令和2年度(非)課税証明書または令和2年度税額決定通知書の写しを提出した場合

<参考> 住民税所得割額(区市町村民税所得割課税額) 確認方法

※以下の通知書を参照し、税額を確認してください。その際、世帯にかかる区市町村民税所得割課税額を合算してください。

※ただし、「新宿区認可保育園の保育料」を算定する際の住民税額で、住宅借入金等特別控除や寄付金控除等の税額控除は控除対象外となるため、以下の通知書に記載された税額と必ずしも一致するとは限りません。
注)パート等で所得税を課税されない方、所得がない方等で住民税の申告を行っていない方(控除対象配偶者の方は除きます。)については、施設等利用給付認定を受けている方を除き、申請前までに、対象年度の住民税の申告を行ってください。

1 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(新宿区様式)

税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

課税標準	総所得③	
	山林所得等	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
	先物取引	

特別区民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
都民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	

職場を通じて6月頃に配付されます。

特別区民税 所得割額⑥を参照

2 特別区民税・都民税 税額決定・納税 通知書(新宿区様式)

	特別区民税 変更前	特別区民税 変更後	都民税
算出所得割額等			

自治体から6月頃に送付されます

所得割額 特別区民税を参照

★助成対象期間について

次の①から③の全てに該当する期間が助成対象です。

期間	備考
① 認可保育園等の申込が不承諾である期間	<ul style="list-style-type: none"> 入園申込には有効期間があります(最大6か月)。継続して助成を受けるには再申込が必要です。 不承諾通知を受け取った日(月)からではなく、認可保育園の入園申込をしている月(4月の入園申込をした場合は4月分)からが対象です。
② 認可外保育施設に入所している期間	<ul style="list-style-type: none"> 月途中入所の場合は、翌月からが対象です。
③ 保育の必要性がある期間	<ul style="list-style-type: none"> 申請する児童にかかる育休期間中は助成対象外です。 求職活動中の場合、活動状況がわかる書類の提出を求める場合があります。

<参考>令和3年度 入園申込締切日・結果発表予定日

※「令和3年度 新宿区 保育園・子ども園・地域型保育事業 入園(転園)申込みのご案内」から転載

入園希望月	申込締切日	結果発表予定日
令和3年5月	4月 8日(木)	4月16日(金)頃
6月	5月11日(火)	5月18日(火)頃
7月	6月10日(木)	6月17日(木)頃
8月	7月 9日(金)	7月16日(金)頃
9月	8月10日(火)	8月18日(水)頃
10月	9月 9日(木)	9月17日(金)頃
11月	10月 8日(金)	10月18日(月)頃
12月	11月10日(水)	11月17日(水)頃
令和4年1月	12月 9日(木)	12月17日(金)頃
2月	12月 9日(木)	令和4年1月7日(金)頃
3月	令和4年3月入園はありません。	
4月	令和3年11月頃にご案内します。	

入園申込については、保育課入園・認定係(電話:03-5273-4527)

にお問合せください。

申請書は子ども1人につき
1枚提出してください。



令和3年4月10日

申請者 (保護者) ※助成金は申請者が口座名義の口座に振り込みます。	住所	〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿マンション101	
	ふりがな	しんじゅく たろう	
	氏名	新宿 太郎	
	電話	03-1234-5678	



氏名欄が自署の場合は押印不要です。

令和3年度 新宿区認可外保育施設保護者負担軽減助成金交付申請書

新宿区認可外保育施設保護者負担軽減助成金を申請します。助成金は下記口座に振り込んでください。

同意事項 この申請に当たり、次の事項に同意します。

- 1 区が保有する住民情報、課税台帳、児童手当申請書類、保育施設入所申請書類及び施設等利用給付認定申請書類を確認すること。
- 2 児童が在籍する保育施設に対し、在籍状況及び保育料納入状況を確認すること。
- 3 交付決定が取り消しになり、区に返還すべき助成金が生じた場合に、残期分の助成金が存在するときは、これを相殺する方法によって返還すること。

確認事項 この申請に当たり、次の事項を確認しました。

- 1 申請する児童は、幼稚園等、他の教育・保育施設に在籍していないこと。
- 2 退所後に再入園した場合や、きょうだいが入所する場合や、あるいは新年度になったときには、改めて申請が必要であること。

申請する児童	※申請書1枚につき、1人分のみ	西暦・和暦のどちらでも結構です。
申請する児童氏名(ふりがな)	生年月日	
しんじゅく はな 新宿 華	令和元年6月1日	
認可外保育施設の施設名	申請する児童は何番目の子どもか	
しんじゅく 保育園	第1子	第2子 第3子～
※該当する項目に○をつけてください。		

振込先

金融機関名称	新宿	銀行 信用金庫 信用組合	支店名	歌舞伎町	本店 支店 出張所				
預金種別	普通	1	2	3	4	5	6	7	※右詰め
フリガナ	シンジユク タロウ								※振込口座は申請者名義に限り ます。また、ネットバンクの場合、振 り込みできない場合があります。
口座名義	新宿 太郎								

口座名義人は申請者と同一にしてください。

区処理欄

クラス	保育	区処理欄は記入しないでください						～3月分
0～2歳児								
3～5歳児								

提出書類チェックリスト

申請書類の提出の前に確認してください。(このチェックリストの提出は不要です。)

1 申請書

※提出が必要な方:申請者全員

- 子ども一人につき、1枚申請書を記入しましたか
- 申請者と同じ名義の振込先(銀行口座)を記入しましたか

2 口座確認書類(3ページ)

※提出が必要な必要な方:申請者全員

- 口座番号の記載がある見開きページ又はキャッシュカード(表面)の写しを準備しましたか

3 保育受託証明書(3ページ)

※提出が必要な必要な方:申請者全員

- 発行から6か月以内の証明書を準備しましたか

※認可保育園の入園申込時に既に保育受託証明書(発行6か月以内)を提出している場合は、提出不要ですが、6か月経過後は再提出を求めます。

4 税額確認書類(4ページ)

※提出が必要な方:4ページを確認してください。